平成２４年（フ）第１９０９号
札幌市白石区東札幌４条６丁目１番７号　大田荘１－左
債務者　前田モトヱ（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９５３号
札幌市東区北43条東３丁目１番12号　フェバーコーポ203号
債務者　畠山　律子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００８号
札幌市東区本町２条２丁目５番22号　サンライズ共栄Ａ号
債務者　佐々木耕哉
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２３号
北海道千歳市桜木５丁目３番７－１号
債務者　蝦名　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５２号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目２番３－207号
債務者　相澤　惠子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６３号
北海道夕張郡長沼町旭町南１丁目10番５－３号、申立時の住所北海道千歳市東郊１丁目５番５号
債務者　藤田　克廣
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２７８号
札幌市豊平区中の島２条８丁目３番23―405号
債務者　笹島　麻洋
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０３号
札幌市北区北37条西２丁目１番37号　誠美ハイツ２階Ｃ号
債務者　加戸　喜之
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０４号
札幌市北区北37条西２丁目１番37号　誠美ハイツ２階Ｃ号
債務者　加戸　智子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３５３号
札幌市豊平区平岸１条13丁目５番６号　ラビットマキ１号
債務者　中澤　強太
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８１号
札幌市白石区北郷６条８丁目４番27号
債務者　杉森　二朗
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８２号
札幌市清田区真栄１条２丁目19番28号　ネストコート101号
債務者　剣地　　満
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８４号
札幌市清田区北野２条３丁目２番13―405号
債務者　藤田　和博
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９４号
札幌市北区拓北４条４丁目７番21号
債務者　齊藤　正男
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１３号
北海道恵庭市黄金南１丁目22番地３
債務者　有村登美子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
北海道登別市登別本町２丁目32番地５　石黒早苗方、住民票上の住所北海道登別市富岸町２丁目19番地１　ハイツ中村204
債務者　石黒　隆次
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
北海道虻田郡洞爺湖町入江44番地12　角野ハイツ103号、前住所北海道虻田郡洞爺湖町入江175番地21　板谷川団地２号棟106号室
債務者　櫻庭亜希子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係